

大 治 町 分 別 収 集 計 画

令和4年6月23日

1. 計画策定の意義

本町は全城市街化区域となっており、名古屋市に隣接している地理的条件と交通手段の利便性から、昭和30年代の純農村地帯は今では名古屋市のベッドタウンと化し、急激な人口増加は大治町を故郷といった存在を遠ざけ、近所付き合いの希薄な町となってしまった。そんな中、新・旧の住民の枠を超えたまちづくりグループが芽生えつつあり、行政との協働によるまちづくり政策が重要となっている。

こうしたまちづくりのためには、安心して住み続けたい生活環境を進めるとともに、多様化したごみの分別収集の徹底と、町民、事業者、行政が一体となったりサイクルを進め、ゼロエミッション循環型社会づくりを目指すことが重要である。そこで、大治町では、行政からごみの減量と再資源化を判り易く、また、住民が気軽に楽しく参画できるまちづくり策を提案している。

それは、ノーベル平和賞を受賞したケニアのワンガリ・マータイ女史が感銘を受け、世界に発信した「MOTTAINAI」という日本人には慣れ親しみながらも現代では忘れてしまっている、「ものに感謝し、大切に使うという精神」である。大治町では、①環境かわら版「MOTTAINAI」、②役場前資源物回収拠点による回収の実施、③住民一人当たりが1週間にごみを86g減量しようという「086ごみダイエット作戦」により、今では住民の間に資源を無駄なく、大切に使うという精神が芽生え始め、ごみの排出量が毎年減少し続けていることからこれらの運動が成果を挙げていることが証明できる。

本計画はこのようなことを踏まえ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、中間処理及び最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者、行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、中間処理施設及び最終処分場の適正な維持管理及び延命化を図るとともに、廃棄物循環型社会の形成を推進するものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 地域特性を活かしたごみ排出抑制、リサイクル型社会づくりを進める。
- (2) 住民参加型のごみ減量とリサイクル運動「086ごみダイエット作戦」を積極的に進める。
- (3) 関係者が一体となったごみ排出抑制と資源の再利用を図る。
- (4) リサイクルを推進するため、近隣市町村とも協力を図り広域処理により効率化を進める。
- (5) 不法投棄の根絶を図り環境美化を推進する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうちアルミ缶、スチール缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、飲料用紙製容器（紙パック）、段ボール製容器、紙製容器包装（雑古紙）、ペットボトルを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	405	412	421	430	438
将来人口フレーム	31,572	31,596	31,619	31,583	31,546

（単位：人）

出典：「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）、令和7年を基準に令和5年から令和9年については線形とした。

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、効果的な排出抑制等が達成できるよう住民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力連携を図りながら進める。

（1）容器包装の抑制や節約行動の促進支援

- ①ごみ、資源の収集日や出し方、分別方法を分かりやすく記載した資料を配布するとともに、ごみ及び資源に関する情報を広報、ホームページにより提供する。
- ②資源ステーションを通し、「MOTTAINAI＝物を大切に使う」という意識の啓発に努め、リユースの取り組みを推進する。
- ③学校や地域社会の場における教育や、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらにごみの排出抑制、分別排出、再利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方に関する教育啓発活動など積極的に取り組む。
- ④衛生委員及び地区衛生委員等による行政回収時における分別活動を積極的に支援し、地域ぐるみのリサイクル意識の高揚を図る。
- ⑤ごみ出しマナーと適正なごみの分別・排出を啓発するため、転入者に対して分別区分やごみを出す日を記載した資料を配布する。

（2）再生品の利用促進支援

- ①再生品の需要拡大を図るため、各種団体、事業者とも協力して再生品の利用運動を展開する。また、広報等を利用した啓発活動を実施する。
- ②地域住民による集団回収を進めると同時に、再生品の利用促進を図る。

- ③可燃ごみの排出を抑制するため、紙製容器包装を含めた雑古紙の分別を推進する。
- (3) 広く町民等にリサイクルを理解してもらうため、役場前資源物回収拠点を情報発信基地とし、情報コーナー設置等により、いつでも情報の提供が可能な体制の整備を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

本町における最終処分状況、再商品化計画及び広域処理施設の整備状況を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を、次表左欄のように定める。また、住民の協力度合い、収集体制、収集機材、広域処理施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は次表中欄に、排出の基準については次表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	排出の基準
主として鋼製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	缶	中身を全部出して軽く水洗いして出す。
主としてガラスの容器包装 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん	中身を全部出して軽く水洗いし、フタを取って出す。
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原料としてアルミニウムが利用されているものは除く)	紙パック	切り開いて軽く水洗いし、縛って出す。
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょう油を充てんするためのもの	ペットボトル	中身を全部出して軽く水洗いし、フタ及びフィルムを取って出す。
その他の資源物	新聞 雑誌 段ボール 雑古紙 衣類	それぞれ分別して十文字にひもで縛って出す。(雑古紙は紙袋等に入れる・衣類は中の見える袋に入れる)

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	(単位：t)									
分別収集する容器包装の種類	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	24		24		25		25		26	
主としてアルミ製の容器	28		29		29		30		30	
無色のガラス製容器 (割合：5 / 10)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	69		70		71		73		74	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	69	0	70	0	71	0	73	0	74
茶色のガラス製容器 (割合：4 / 10)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	55		56		57		58		59	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	55	0	56	0	57	0	58	0	59
その他のガラス製容器 (割合：1 / 10)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	14		14		14		15		15	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	14	0	14	0	14	0	15	0	15	0
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	7		7		8		8		8	
主として段ボール製の容器	128		131		133		136		139	
主として紙製容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	22		22		23		23		24	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	22	0	22	0	23	0	23	0	24
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょう油を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	58		59		61		62		63	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	58	0	59	0	61	0	62	0	63
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの										
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
(うち白色トレイ)										
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)

9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

大治町においては、現行の収集体制を活用して行う。

なお、自治会や住民団体による集団回収が進んでいる容器包装廃棄物については、引き続きこの団体が分別収集を実施することとする。

10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、缶(スチール・アルミ)、飲料用紙製容器（紙パック）、段ボール製容器、ペットボトルは委託業者による収集・運搬、再生工場への搬入、ビンについては、委託業者による収集・運搬で、海部地区環境事務組合内ビン色分け選別場で選別・保管等を基本とする。

11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

分別収集計画を実効あるものにするため、次の取り組みを進める。

(1) 排出指導等の推進

分別収集を円滑でより効果的に行うため、衛生委員及び地区衛生委員との連携を図る。

・衛生委員及び地区衛生委員の主な役割

①分別収集の地域啓発に関すること。

②ごみ排出及び資源物排出ステーションに関すること。

③ごみ排出状況及び資源物排出の指導及び連絡に関すること。

(2) 集団回収の促進

子供会等における集団回収を促進するため、集積場所の提供などの支援を行う。

(3) 分別収集、減量化、資源化等についての審議の推進

衛生委員及び地区衛生委員を中心に、廃棄物の適正処理、容器包装廃棄物の減量化、資源化等について検討を行い、地域にあった分別収集方法等の提言を受ける。